

鶴ヶ島市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

社会福祉法人雲雀会 鶴ヶ島みどり保育園

4 監査の着眼点

令和2年度において市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 101・102会議室

日程：令和3年10月4日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、交付された補助金は目的に従って適正に執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後も、適正な事務執行に留意し、事業の円滑な運営と児童の健全な育成に努められるように期待する。

8 団体概要

別添のとおり

団 体 概 要

- 1 名称 社会福祉法人雲雀会 鶴ヶ島みどり保育園
- 2 所在地 鶴ヶ島市大字上広谷537番地1
- 3 設立目的 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。
- 4 設立日 平成27年4月1日
- 5 保育方針 子どもを一人の人間、人格者として認め、子どもの立場に立って物事を考え、共感する。
大人のものさしで善悪の判断をせず、子どもの心をよく理解し言葉に耳を傾ける。
子どもとともに成長しようとする前向きな姿勢を常に持つ。
- 6 役員及び職員数

役員	理事長	1人	理事	5人	監事	2人
職員	園長	1人	主任保育士	1人	保育士	17人
	保育補助	1人	管理栄養士	1人	栄養士	1人
	調理員	4人	看護師	1人	事務員	1人
- 7 園児数

0歳児	8人
1歳児	15人
2歳児	16人
3歳児	18人
4歳児	18人
5歳児	18人
合計	93人
- 8 令和2年度の事業概要

4月 1日	入園式	12月24日	クリスマス会
4月18日	保護者会	1月 8日	もちつき会
5月29日	親子遠足	1月27日	園外保育
7月18日	夏祭り	2月27日	入園説明会
10月10日	運動会	3月 6日	卒園式
11月 7日	保育参加	3月19日	卒園遠足
11月11日	園外保育		

9 令和2年度鶴ヶ島市民間保育所等運営費補助金にかかる収支状況

収 入 額	支 出 額
11,426,500円	11,426,500円

※ 各人数は令和3年3月31日現在

鶴ヶ島市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月25日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査）

3 監査の対象

鶴ヶ島市老人福祉センター指定管理者公益社団法人鶴ヶ島市シルバー人材センター

4 監査の着眼点

令和2年度における指定管理業務に係る出納その他の事務の執行状況が関係法令等に基づき適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

提出された監査資料を精査するとともに、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所 101・102会議室

日程：令和3年10月4日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、協定に基づき支払われた指定管理業務委託料は目的に従って執行され、事業も計画に沿って実施されており、出納その他の事務の執行も適正に処理されていると認められた。

今後もより良い施設管理を目指し、利用者の満足度や利用率の向上に努められるよう、市との相互連携により積極的な事業展開を期待する。

8 団体概要

別添のとおり

団 体 概 要

1 施設の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 名 称 | 鶴ヶ島市老人福祉センター「逆木荘」 |
| (2) 所 在 地 | 鶴ヶ島市三ツ木935番地1 |
| (3) 目 的 | 高齢者の健康増進、教養の向上、語らいやレクリエーションを通じて仲間づくりを行うなど、健康で明るい生活を営むことを目的とする。 |
| (4) 開 業 日 | 昭和54年11月1日 |
| (5) 規 模 | 敷地面積：19,787.48平方メートル
(「きいちご」、「テニスコート」、「駐車場」を含む)
建物面積：855.94平方メートル 鉄筋コンクリート造平屋建
186.05平方メートル 木造平屋建 |
| (6) 施 設 | 集会室(舞台付100畳)、和室(36畳)、会議室、生活健康相談室、機能回復訓練室、浴室、事務所、おたっしや工房、売店、駐車場、ゲートボールコートなど |
| (7) 営 業 時 間 | 9時～16時 |
| (8) 利 用 定 員 | 250名 |
| (9) 休 館 日 | 毎月の第1土曜日及び第3土曜日
国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
1月2日～1月4日まで及び12月28日～12月31日まで |
| (10) 利 用 料 金 | 市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町に居住する60歳以上の方・・・無料
市内、川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町に居住する60歳未満の方・・・200円
市外(川越市、坂戸市、日高市、川島町、毛呂山町、越生町を除く。)に居住する方・・・400円 |

2 指定管理業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 目 的 | 地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により創設された指定管理者制度を導入し、多様な考えや柔軟な発想を生かすことにより、鶴ヶ島市老人福祉センターが、これまで以上にサービス提供を行い効率的な経営を図ることを目的とする。 |
| (2) 期 間 | 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで(4年) |
| (3) 業 務 内 容 | ①鶴ヶ島市老人福祉センターの設備及び管理に関する条例第3条に規定する事業の実施に関する業務
②老人福祉センターの利用の許可に関する業務
③老人福祉センターの利用料の収納事務に関する業務
④老人福祉センターの施設及び付属設備の利用に関すること
⑤老人福祉センターの施設等(設備及び物品を含む)の維持管理に関する業務(借地契約に関する事務を除く。) |

3 指定管理者の概要

- (1) 名 称 公益社団法人 鶴ヶ島市シルバー人材センター
- (2) 所 在 地 鶴ヶ島市大字脚折1562番地1
- (3) 代表者名 理事長 中田 徹郎

4 令和2年度の指定管理業務の概要（営業日数及び入館者数）

年 月	営業日数	入館者数	備考
令和2年 4月	0	0	
5月	0	0	
6月	0	0	
7月	27	2,239	
8月	28	2,638	
9月	26	2,688	
10月	28	3,124	
11月	26	3,264	
12月	25	3,123	
令和3年 1月	21	713	
2月	20	363	
3月	24	529	
合 計	225	18,681	

5 令和2年度指定管理委託にかかる収支状況

【施設概要】

(単位：円)

歳 入	指定管理委託料	27,750,000	歳 出	事業費	22,382,650
	使用料等	267,366		管理費	5,634,716
	計	28,017,366		計	28,017,366